

5. 保険金がお支払いできない場合（主なもの）

- (1) 保険契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- (2) 被害者の故意
- (3) 被害者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- (5) 被害者の脳疾患、心神喪失、疾病（日射病を除く）
- (6) 被害者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- (7) 地震、噴火、洪水または津波
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (9) 核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
- (10) 前記以外の放射線照射または放射能汚染による事故
- (11) 被害者の無資格運転、酒酔い運転などによる事故
- (12) 他覚症状のないムチウチ症、腰痛など
- (13) 危険度の高い運動（ピッケル等を使用する山岳とはん、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツ）に参加している最中の事故
- (14) スポーツ団体に所属する者が、当該スポーツ活動を目的としたスポーツ団体管理下または当該スポーツの競技会の管理下にある場合の事故。（スポーツ団体：運動競技を目的として組織されたアマチュアスポーツ団体で高校・高専・大学等の学生・生徒、官公署、会社等の社会人により構成された体育部・競技部・運動クラブ等の団体→組織化されていない単なる同好会レベルの団体は含みません。）
- (15) けんか祭り、だんじり祭り等の活動
- (16) コミュニティ活動の開催にあたり職務として従事中の者の事故
- (17) 政治、宗教、営利目的の活動
- (18) 学校管理下における児童・生徒の活動
- (19) 国外における活動
- (20) 製造物、完成作業危険に該当する賠償事故（オプション付帯の場合は補償されます。）
- (21) 管理中の他人の財物に対する賠償事故（オプション付帯の場合は補償されます。）
- (22) 航空機、昇降機、自動車、船舶による賠償事故
- (23) 排水、排気にかかわる賠償事故
- (24) 施設の修理、改造、取壊しにかかわる賠償事故（ただしコミュニティ活動に使用するテント、やぐらおよびその他の仮施設に対する修理、改造、または取壊し等の工事中の第三者への賠償事故は補償されません。）

6. その他ご注意いただく点

※災害補償制度による見舞金の支払を厳正に審査する機関（事故判定委員会等）を設けていただきます。

※一部の市民に対し差別的であるような災害補償制度のお引受は出来ません。